

千葉市立海浜病院化学療法委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院における安全かつ円滑な化学療法の実施を目的として化学療法委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、千葉市立海浜病院で実施する化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、その承認を行うとともに化学療法に関する諸問題を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医師（外科1人）
- (2) 医師（内科1人）
- (3) 医師（婦人科1人）
- (4) 医師（乳腺外科1人）
- (5) 医師（耳鼻科1人）
- (6) 医師（泌尿器科1人）
- (7) 薬剤師（1人）
- (8) 看護師（外来、7F、6F、5Fから各1人）
- (9) 事務局医事室事務職（1人）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、がん化学療法に精通した医師をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長の指名による者とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、年3回及び委員長が必要と認めるときに開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員でやむを得ず欠席する場合は、あらかじめ委員長に承認を得た代理人を出席させることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、前第2項及び第4項の規定にかかわらず、書面審議をもって委員会の会議に代えることができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、薬剤部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年7月1日から施行する。